

(6) 中小連結法人向け租税特別措置等の適用を受ける場合の判定

「中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書」(別表六の二(六))などのように中小連結法人のみが適用を受けることができる租税特別措置(税額控除や特別償却等)や一定の取扱いが設けられています(上記(1)・(4)を除きます。)。各租税特別措置に対応する別表は次のとおりです。

No.	別表番号	別表名
①	六の二(五)	試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
②	六の二(六)	中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
③	六の二(八)	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
④	六の二(九)	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑤	六の二(十)	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑥	六の二(十一)	中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(※)
⑦	六の二(十五)	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑧	六の二(十六)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑨	六の二(十八)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑩	六の二(十九)	特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(※)
⑪	六の二(二十)	中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(※)
⑫	六の二(二十二)	中小連結法人が給与等の上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑬	六の二(二十四)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑭	六の二(二十五)	革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑮	十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

上記別表は、国税庁ホームページ(令和2年4月以降に提供した法人税等各種別表関係(令和2年4月1日以後終了事業年度等又は連結事業年度等分))に掲載しています。

上記の各租税特別措置を適用する上で「中小連結法人」に該当するかどうかは、次の「中小連結法人の判定表」により判定することができます。

なお、No.⑥、⑩、⑪の別表(※)については、次の「中小連結法人の判定表」下の(注)のとおり判定方法が異なりますので御注意ください。

(注) 適用除外事業者に該当する法人は、中小連結法人向け租税特別措置の適用を受けることができませんので御注意ください。適用除外事業者の判定については、116ページを参照してください。

中小連結法人の判定表									
連結親法人の状況	発行済株式又は出資の総数又は総額		a	大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金の額	
	aのうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額		b		1		i		
	差引 (a)-(b)		c				j		
	常時使用する従業員の数		d				k		
	大規模の法人保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (i)			e			l	
		保有割合 (e)/(c)			f	%		m	
		大規模法人の保有する株式数等の計 (o)			g			n	
		保有割合 (g)/(c)			h	%	計 (i)+(j)+(k)+(l)+(m)+(n)		o
連結親法人の判定	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人		「f」が1/2以上又は「h」が2/3以上の場合				⇒「中小連結法人」非該当		
	資本又は出資を有しない法人		「d」が1,000人を超える場合						
連結子法人の判定	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人		連結親法人が「中小連結法人」非該当の場合				⇒「中小連結法人」非該当		

「大規模法人の保有する株式数等の明細 i ~ n」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイ~ハの法人をいい、平成31年4月1日以後に終了する連結事業年度の上記⑥、⑩、⑪の別表(※)について判定を行う場合には独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業等経営強化法の認定を受けたいわゆる事業承継ファンドの出資に係る部分に限ります。)及び中小企業投資育成株式会社を除き、それ以外の場合には中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人(次のA~Cの法人をいいます。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)

(7) 適用除外事業者の判定

適用除外事業者とは、中小連結法人向け租税特別措置の適用を受けようとする連結親法人（以下「判定連結親法人」といいます。）及び当該判定連結親法人の連結子法人のうち、その連結事業年度（以下「判定対象年度」といいます。）開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度（以下「基準年度」といいます。）の連結所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（次の①～③に掲げる事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える法人をいいます（措置法68の9⑧七、措置法令39の39⑫～⑯）。

したがって、次の①～③に掲げる事由に該当することがなければ、単純に、合計で36月以上となる各基準年度の連結所得金額の合計額をその合計月数で除し、12を乗じて計算した金額が15億円を超えるかどうかで判定することとなります。

- ① 判定連結親法人又はその連結子法人（判定連結親法人による連結完全支配関係にあった法人を含みます。以下「連結子法人等」といいます。）が特定合併等に係る合併法人等に該当する場合【2号】
（注） 特定合併等とは、合併等（合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継）のうち、判定対象年度開始の日から起算して3年前の日（以下「基準日」といいます。）から判定対象年度開始の日の前日までの間に行われた法人を設立する合併等で事業を移転するものなどをいいます（措令39の39⑭一）。
- ② 判定連結親法人が基準日の翌日から判定対象年度開始の日までの期間内に連結納税の承認を受けた場合又は連結子法人等がその期間内において判定連結親法人による連結完全支配関係を有することとなった場合【3号】
- ③ 判定連結親法人の各基準年度の中途において当該判定連結親法人の連結子法人が連結納税の承認を取り消された場合【4号】

適用除外事業者に該当するかどうかは、次表により判定することができます。

適用除外事業者の判定表			
判定連結親法人及び各連結法人等の全てがその設立の日の翌日以後3年を経過していない場合			非該当
調整計算の要否		不要・要（措置法令第39条の39第12項第（ ）号）	
連結事業年度		各基準年度の連結所得金額 （別表一の二「1」等） （マイナスの場合は0）	「1」に対する法人税の額に係る連結 欠損金の繰戻し還付の金額の計算の 基礎となった連結欠損金相当額
		1	2
基準 年度	・	円	円
	・		
	・		
	・		
	・		
	・		
計			
基準年度の平均連結所得金額 (((1の計) - (2の計)) / (3の計)) × 12			4 円
調整 計算 が 「要」 である 場合	(1の計) - (2の計) ((3の計) > 36の場合には、 (((1の計) - (2の計)) / (3の計)) × 36の金額)		5
	合併等調整額		6
	連結開始等調整額		7
	連結離脱調整額		8
	計 (5) + (6) + (7) + (8)		9
平均連結所得金額 (9) / 3		10	
適用除外事業者の判定 (4)又は(10) > 15億円			11 該当・非該当

イ 判定連結親法人及び各連結法人等の全てが設立の日の翌日以後3年を経過していない場合には、適用除外事業者に該当しません。ただし、上記①～③等に該当する場合には設立の日に一定の調整をして判定を行うこととなりますので御注意ください。

ロ 上記①～③の事由がある場合には、「調整計算の要否」の「要（措置法令第39条の39第12項第（ ）号）」欄に該当する号（上記①～③の【 】の号）を記載します（複数の号に該当する場合は全て記載します。）。この場合、基準年度の平均連結所得金額に一定の調整を加えて計算した金額（「5」から「10」までの各欄）により適用除外事業者の判定を行うこととなりますので御注意ください。

ハ 「合併等調整額6」には、措置法令第39条の39第13項第2号に規定する合併等調整額を記載します。

ニ 「連結開始等調整額7」には、措置法令第39条の39第13項第3号に規定する連結開始等調整額を記載します。

ホ 「連結離脱調整額8」には、措置法令第39条の39第13項第4号に規定する連結離脱調整額を記載します。